

利 用 者 の た め に

I 農林業センサスの沿革

センサスとは、通常、調査対象のすべてについて調査票を用い、基本的な項目に係る調査を行うことを意味する。

これに対し、個々の調査対象に当たることなく、既存の資料及び情報を基に、市町村などが所定の様式により申告したものを積み上げ、統計を作成する方法を表式調査という。農林業統計でセンサス方式を初めて採用したのは、昭和4年に万国農事協会の提唱に沿って行った農業調査である。しかし、その調査は田畠別、自小作別耕地面積を調査しただけで農家や農業に関する全般的な調査を行ったわけではなかった。したがって、それを最初の農業センサスとはいがたい。その意味で最初の農業センサスは、昭和13年に行われた農家一斉調査であるといえる。その後、この農家一斉調査の経験を基に、それまでの表式調査を改め、昭和16年から農林水産業基本調査要綱に基づく農業基本調査（夏期調査及び冬期調査）をセンサス方式で行うこととなった。しかし、第2次世界大戦末期にはセンサス方式の調査の実施が不可能となり、昭和19年には表式調査に逆戻りし、昭和20年には調査そのものが行われなかつた。

戦後、センサス方式の調査として、農家人口調査（昭和21年）、臨時農業センサス（昭和22年。このとき初めて「センサス」という言葉が用いられた。）及び農地統計調査（昭和24年）が実施された。昭和25年に至って国際連合食糧農業

機関（FAO）が世界的規模で提唱した1950年世界農業センサスに参加し、我が国における農業センサスの基礎が固まつた。その後10年ごとに世界農業センサスに参加するとともに、その中間年次に、我が国独自の農業センサスを実施することとなつた。

また、林業センサスは昭和35年から農林業センサスの一環として10年ごとに実施されている。

今回の2000年世界農林業センサスは、戦後11回目の農業センサスであり、林業センサスとしては5回目である。

また、沖縄県においては琉球政府時代の昭和26年2月に第1回目の農業センサスが実施され、その後、昭和39年4月、昭和46年10月と2回実施されており、今回センサスは復帰後では1975年農業センサスから6回目、戦後では9回目の農業センサスであり、林業センサスとしては1980年世界農林業センサスから3回目となっている。

2 根拠法規

II 2000年世界農林業センサスの概要

1 調査の目的

2000年世界農林業センサスは、我が国農林業の生産構造、農業・林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林業施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的に実施したものである。

統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づいて行った。

3 調査の体系

調査体系は、次のとおりである。

なお、調査の企画・設計はすべて農林水産省大臣官房統計情報部で行った。

調査の種類		調査対象	調査組織	調査期日	調査方法
農業事業体 調査	農家調査	農家の全数	農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員	平成12年2月1日 (沖縄県は平成11年12月1日)	調査客体の自計申告調査
	農家以外の農業事業体調査	協業経営体、会社等の全数	農林水産省－都道府県－市区町村－指導員	同上	同上
農業サービス事業体調査		農業サービス事業体の全数	農林水産省－地方農政局－統計情報事務所－同出張所	同上	同上
農業集落調査		農業集落の全数	同上	同上	出張所職員が農業集落の精通者に面接する聞き取り調査
林業事業体 調査	林家調査	林家の全数	農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員	同上	調査客体の自計申告調査
	林家以外の林業事業体調査	会社等の全数	農林水産省－都道府県－市区町村－指導員	同上	同上
林業サービス事業体等調査		林業サービス事業体等の全数	農林水産省－地方農政局－統計情報事務所－同出張所	同上	同上
林業地域調査		林業地域の全数	同上	平成12年8月1日	都道府県の自計申告、出張所職員の面接聞き取り及び林野庁行政記録の活用

4 調査の対象地域の範囲

調査対象の範囲は、全国とした。

III 用語の解説と利用上の注意

2000年世界農林業センサスの変更点

2000年世界農林業センサスの実施に当たっては、調査客体の負担軽減、農業情勢の変化等を踏まえ、次の変更を行った。このため、一部の調査項目において、1995年農業センサスまでの結果と直接比較ができないものがあるので、データの利用に当たっては十分留意されたい。

1 自給的農家の調査項目を簡素化

調査客体の負担軽減を図るため、自給的農家に係る調査項目を大幅に簡素化し、農家世帯員及び土地面積といった、資源総量を把握するための基本的な項目に限定した。

このため、1995年農業センサスまでは、自給的農家と販売農家を合わせた総農家の統計データが公表されているが、2000年世界農林業センサスでは、総農家に関する統計データは農家の世帯員数、経営耕地面積（貸借面積及び耕作放棄面積を含む。）などに限られている。

2 農業経営者、農業後継者の概念を導入

農業経営の視点で、販売農家の農業構造を明らかにするため、1995年まで用いていた世帯主（家としての経済的責任者）及びあとつぎ（次の代でその家を継ぐ者）の概念から、2000年世界農林業センサスでは、農業経営者（農業経営の責任者）及び農業後継者（次の代で農業経営を継承する者（予定者を含む。））の概念を導入した。

農業経営者とは、当該農家の農業経営に責任を持つ者をいい、農作業に従事せず作業等の指示を行うだけの者も含めた。

ただし、親が稻作経営、子が施設園芸を行っているような場合など、実際は一つの農家で複数の農業経営者がいる場合であっても、便宜上いずれか1人を農業経営者とした。

3 商品生産を行う農業事業体に着目した作付面積等の項目設定

調査客体の負担軽減及び調査の簡素化を図るため、農作物の作付（栽培）面積及び家畜の飼養頭羽数については、商品生産を行う事業体について農業構造を明らかにする観点から、販売を目的とするものに限定した調査とした。

なお、1995年農業センサスまでは、自給用も含むすべての面積及び飼養頭羽数を調査していた。

また、農作物については1995年まで収穫面積の調査を行っていた。しかしながら、収穫時点では被害等により作付けしたが収穫できなかった場合など、当該農家が何を作ったかを把握できず、作物別の生産構造を明らかにすることことができないため、2000年世界農林業センサスでは、収穫面積ではなく作付面積による調査とした。

4 農業集落の国土・環境保全に果たす役割等を明らかにするための項目を設定

農業集落調査において、農業集落の国土・環境保全に果たす役割及び地域社会の維持に係る取組を明らかにするため、地域・環境資源の保全、都市等との交流事業の実態を把握する項目を設けた。

【農業事業体調査】

1 農 家

(1) 農家とは、平成12年2月1日（沖縄県は、平成11年12月1日）現在の経営耕地面積が10a以上以上の農業を営む世帯及び経営耕地面積がこの規定に達しないか全くないものでも、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯（これを「例外規定農家」という。1960年世界農林業センサスでは2万円以上、1965年農業センサスでは3万円以上、1970年世界農林業センサスでは5万円以上、1975年農業センサスでは7万円以上、1980年世界農林業センサス及び1985年農業センサスでは10万円以上、1990年世界農林業センサス及び1995年農業センサスでは15万円以上）をいう。

また、1990年世界農林業センサスから、調査農家を販売農家（経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上）と自給的農家（経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額50万円未満）に区分した。

(2) 農業を営むとは、営利又は自家消費のため耕種、養蚕、養畜又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

2 農家以外の農業事業体

(1) 農家以外の農業事業体とは、1で規定した農業を営む世帯以外の農業を営む事業体であって、その基準は農家と同じく、経営耕地面積が10a以上あるもの又は経営耕地面積がそれ未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あるものをいう。

(2) 協業経営体とは、2戸以上の世帯（異なる世帯の個人を含む。）が農業経営に関し、栽培、飼育、販売、収支決算等一切の過程を共同して行い、収益を分配しているものをいう。

3 経営耕地

(1) 経営耕地とは、調査期日現在で農家が経営している耕地をいい、自家で所有し耕作している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳上の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

(2) 経営耕地とするかどうかについては次によった。

ア よそから借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の貸借契約によるものも、すべて借り受けている農家の経営耕地（借入耕地）とした。

イ 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般的の借入れと同じと考えられる場合は、その耕地を借り受け耕作している農家の経営耕地（借入耕地）とした。

ウ 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う組織に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。

エ 委託者が、収穫物のすべてをもらい受け契約で、作物の栽培一切を人に任せ、そのかわりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。

オ 調査期日前1年間に2作以上した耕地であって、うち1作だけの期間を人に貸し付けたものは、貸し付けた側の経営耕地とした。

調査期日前1年間に1作しかしなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地とした（借り受けた側の経営耕地となる。）。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。

カ 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とし

た。

キ 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自家の経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。

ク 他市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、すべてその家の経営耕地とした。したがって、○○県や○○町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農家が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

(3) 耕地とみなすかどうかについては、次によった。

ア 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とし、実際の利用状況により採草していれば「採草地や放牧地」とした。

イ 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していないなくても、ここ数年の間に再び耕作する明確な意思のある土地は耕地とした。しかし、過去1年間以上作物を栽培せず、しかもここ数年の間に再び耕作する明確な意思のない土地は耕地とはせず耕作放棄地とした。

ウ 新しく開墾した土地は、は種できるよう整地した状態になっていても、調査時点までに1回も作付けしていないければ耕地とはしなかった。

エ 宅地内でも1a以上まとまった土地に農

作物を栽培している場合は耕地とした。

オ ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。ただし、コンクリート床などで、地表から植物体が遮断されている場合やきのこ栽培専用のものの敷地は、耕地としなかった。

カ 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。

なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過しても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。

キ 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。

ク 植林用苗木を栽培している土地も耕地とした。

ケ 肥培管理を伴うたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地も耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。

(4) 田

ア 田とは、耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地のことをいう。

水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

（ア）陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔をつくり水をたたえるようにしてある土地や、灌水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。

（イ）ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。

なお、水をたたえるためのけい畔をつくらず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っても畑とした。

イ 稲を作った田とは、水稻を作った田のことという。ただし、青刈り用の稻は除いた。

ウ 過去1年間に稲以外の作物だけを作った田とは、普通の畑作物や花き類、牧草のほか、わさび、せり、はす、いぐさ等を作った田のことで、緊急生産調整推進対策により稲以外の作物を作付けたものはここに含めた。また、青刈り用の稻は目的が米を収穫するものではないのでここに含めた。

エ 過去1年間に作付けしなかった田とは、災害や労力不足、転作などの理由で、過去1年間まったく作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある田のことをいう。

(5) 畑

ア 畑とは、耕地のうち田と樹園地を除いた耕地のことをいう。

イ 普通畑とは、畑のうち、牧草専用地を除くすべてのもので、通常、草本性作物又は苗木等を栽培することを常態とするものをいう。

また、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り換えて利用する畑）など不安定な畑も含めた。

ウ 牧草専用地とは、牧草だけを継続的に栽培している土地のことをいう。

(ア) 牧草のは種後何年経過していても、施肥及び補はんなどの肥培管理をしていればここに含めた。

(イ) 草地造成により造成した牧草地を含めた（この場合の造成草地とは、牧草のは種を完了したものという。）。ただし、共有及び公有の造成草地で割地されていないものは除いた。

エ 過去1年間に作付けしなかった畑とは、災害や労力不足などの理由で、過去1年間まったく作付けしなかつたが、ここ数年間に再び耕作する意思のある畑のことをいう。

(6) 樹園地とは、果樹、桑、茶などの木本性作物を1a以上集団的（一定のうね幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）栽培するものをいい、果樹園、茶園及びその他の樹園地（桑園、たけのこを栽培している竹林など）とした。

(7) 耕地面積については、ha、aを単位に調査したが、1畝は1a、1反は10a、1町は1haと読み替えて調査票に記入することとし、そのまま集計した。このように換算係数を用いた換算を行わなかったのは、農家は経営耕地面積に関し、土地台帳上の面積を申告することが多いと考えられること等から厳密な換算をしてもあまり意味がないからである。

(8) センサスによる経営耕地面積は、実際の面積より過少になることがあると考えられるので、耕地面積の実数については標本実測調査である耕地及び作付面積統計の結果を用い、センサス結果についてはこれを実数としてそ

のまま用いるのではなく、市区町村における農業構造に関し、例えば耕地の利用状態別構成比、耕地利用率、耕地の集落別分布率等をみるために利用するのが望ましい。

なお、農林水産省が現在行っている耕地面積に関する標本実測調査では、旧市区町村別や農業集落別等の小地域範囲の統計はもちろん、市区町村別統計についても耕地の利用状態を細分した詳細なものを作成することは困難であるので、これらの地域間比較や年次比較等に関しては、センサスの結果が用いられることになるが、その際センサスの結果は以上のようないくつかの問題を含むものであることを十分留意する必要がある。

4 主副業別分類

(1) 主業農家とは、農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の自営農業従事60日以上の世帯員がいる農家をいう。

主業農家のうち、「65歳未満の農業専従者がいる」とは、65歳未満の自営農業従事150日以上の世帯員がいる農家をいう。

(2) 準主業農家とは、農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、65歳未満の自営農業従事60日以上の世帯員がいる農家をいう。

(3) 副業的農家とは、65歳未満の自営農業従事60日以上の者がいない農家をいう。

また、調査期日前1年間に農産物を販売しなかった等、農業所得のない農家については、農外所得との比較ができないため、副業的農家に分類した。

5 農業主従別分類

(1) 家族経営構成員（農業経営者と経営構成員）

の自営農業従事日数と自営農業以外の仕事への従事日数の比較により農業の担い手を明らかにするための分類として、2000年世界農林業センサスから採用した。

- (2) 農業経営者とは、その世帯の農業経営に責任を持つ者をいう。

なお、センサスでは、一つの世帯に複数の農業経営者がいる場合は、便宜的にいずれか1人を経営者とした。

- (3) 経営構成員とは、農業経営者以外で自営農業に30日以上従事する世帯員及び他出の農業後継者をいう。

- (4) 農業従事が主とは、家族経営構成員の自営農業従事日数の合計が農業以外の仕事に従事した日数の合計を上回る（同数を含む。）農家をいう。

- (5) 農業従事が従とは、家族経営構成員の自営農業従事日数の合計が農業以外の仕事に従事した日数の合計を下回る農家をいう。

6 専兼業別分類

- (1) 現行の専兼業分類については、大規模農家でも世帯員の誰かが他産業に勤めていれば兼業となること、小規模農家でも高齢者のみの世帯で農業のみに従事していれば専業となることなどから、専兼業分類の統計利用に当たっては十分留意する必要がある。

- (2) 専業農家とは、世帯員の中に兼業従事者がいない農家をいう。

専業農家のうち、「男子生産年齢人口のいる世帯」とは、男子15～64歳の世帯員のいる世帯のことであり、「男子生産年齢人口のいない世帯」とは、同世帯員のいない世帯である。

専業農家のうち、「男子生産年齢人口のいる世帯」と「男子生産年齢人口のいない世帯」では経営内容に著しい格差があるので、専業農家の統計利用に当たっては十分留意する必要がある。

- (3) 兼業農家とは、世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。

第1種兼業農家とは農業を主とする兼業農家、第2種兼業農家とは農業を従とする兼業農家をいう。この場合の主従は家としていずれの所得が多いかによって定めることとしている。

- (4) ここでいう兼業従事者とは、調査期日前1年間に30日以上他に雇用されて仕事に従事した者（1960年世界農林業センサスは年間30日以上という規定でなく、年間収入が1万円以上、となっていた。）又は調査期日前1年間の販売金額が15万円以上（1960年世界農林業センサスは1万円以上、1965年農業センサスは2万円以上、1970年世界農林業センサスは3万円以上、1975年農業センサスは5万円以上、1980年世界農林業センサスは7万円以上、1985年農業センサス及び1990年世界農林業センサスは10万円以上、1995年農業センサスは15万円以上）ある農業以外の自営業に従事した者のことである。

- (5) 兼業農家のうち世帯主農業主とは、調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した世帯主がいる農家又は兼業に従事した世帯主のうち農業が主の農家をいう。

世帯主兼業主とは、兼業に従事した世帯主のうち兼業が主の農家をいう。

恒常的勤務とは、決まった勤務先に事務員、教員、工員などとして勤めた世帯主がいる農

家をいう。出稼ぎとは、通勤できないため自宅以外の場所に寝泊まりし、臨時的に雇われて働く世帯主がいる農家をいう。日雇・臨時雇とは、通勤で臨時的に雇われて働く世帯主がいる農家をいう。

7 農産物販売金額

農産物販売金額とは、調査期日前1年間の農産物販売金額（経費を差し引かない販売粗収入のこと。自給分の見積金額は含まない。）の合計である。

8 農業経営組織別分類

単一経営農家とは、農産物販売金額1位部門の販売金額が総販売金額の8割以上を占める農家をいう。

準単一複合経営農家とは、農産物販売金額1位部門の販売金額が総販売金額の6割以上8割未満の農家をいい、複合経営農家とは、同じく6割未満の農家をいう。

9 農業投下労働規模別分類

農業経営に投下された総労働量（世帯員、雇用労働、手伝い等の合計）を標準化した値で比較するため、2000年世界農林業センサスから採用した。年間農業労働時間1,800時間（1日8時間換算で225日）を1単位の農業労働単位とし、農業経営に投下された総労働日数を225日で除した値により分類を行った。

10 農業労働力保有状態別分類

農業専従者とは、調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。

準農業専従者とは、調査期日前1年間の自営

農業従事日数が60～150日の者をいう。

11 世帯員

(1) 世帯員とは、原則として住居と生計を共にしている人のことである。

(2) 出稼ぎ、行商、入院療養等で調査期日現在その家にいなくても生計を共にしている人、その家で養っている身寄りのない老人や子供のように世帯員との血縁又は姻戚関係がなくとも一緒に住み生計を共にしている人などを含む。ただし、家族であっても、勉学や就職のためふだんよそに住み生活している人（農業研修等で1年未満の短い期間よそに出ている人は世帯員に含める。）、親戚や知人から就学などのため一定期間預かっている子弟や下宿人、住み込みの雇い人等は含めない。（1965年農業センサスまで住み込みの雇い人を含めていた。）

(3) 農林業センサスにおける世帯員の規定は、次のように国勢調査の規定と若干異なっているので留意する必要がある。

ア 農林業センサスでは、調査期日現在出稼ぎなどで家にいない人でも、不在期間が1年未満の場合は世帯員としている。しかし、国勢調査では不在期間3か月以上にわたるような出稼ぎをしている人などは、その家の世帯員とせず、出稼ぎ先で調査することとなっている（国勢調査の手引きによる。）。

イ 農林業センサスでは、住み込みの雇い人は世帯員としないこととしているが、国勢調査では、営業のため住み込みの雇い人及び家事使用人はいずれも世帯員に含めることとなっている（国勢調査の手引きによ

る。)。

ウ このように両調査の規定が異なっているのは次のような理由による。

(ア) 国勢調査の第1のねらいは、調査時点での人口を正確に把握することであるため、このように規定することがその目的達成に最も適している。

(イ) しかし、農林業センサスで世帯員を調査する第1のねらいは、その家が専業農家であるか、あるいはどのような兼業に依存している農家かなど、農家の経済的性格を区分することにある。この目的を達成するには上記のように規定しないと、例えば、出稼ぎに依存している農家が統計上専業農家に分類されるなど実態を正確に反映しなくなる。

また、住み込みの雇い人は、世帯員の家族と住居は共にしているが、生計を共にしているとは考えられない。したがって、こうした者を世帯員に入れると、上記の場合と同様、農家の性格区分などを行うことができなくなる。

(4) なお、1990年世界農林業センサスまでは、16歳以上をもって「生産年齢人口」としていたが、国勢調査等と比較できるように、1995年農業センサスから、15歳以上をもって「生産年齢人口」とした。

(5) 農業経営者とは、その世帯の農業経営に責任を持つ者をいう。

なお、センサスでは、一つの世帯に複数の農業経営者がいる場合は、便宜的にいずれか1人を経営者とした。

農業後継者とは、次の代で親の農業経営を継承することが確認されている者（予定者を

含む。）をいう。

あとつぎとは、次の代で家を継承する予定の者をいう。

12 就業状態の区分

(1) 15歳以上の世帯員について、調査期日前1年間の就業の実績により就業状態を区分したものである。

(2) 国勢調査では調査期日前1週間、労働力調査では月末の1週間の就業の実績により区分することを原則としているが、農家世帯員の就業は季節的な変化が著しく、特に2月1日（沖縄県では、12月1日）前1週間の実績に基づいて区分したのでは、農家世帯員の就業の実態にほど遠いものとなるので、調査期日前1年間の実績に基づくこととしている。

(3) 就業状態の区分は、調査期日前1年間の農業とその他の仕事についての従事状況と、ふだんの主な状態の組合せによった。

13 農業労働力

(1) 農業従事者（農業に従事した世帯員）とは、15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に少しでも自営農業に従事した者のことである。

(2) 自営農業とは、自家農業（自家で経営している農業）に農作業受託を含めたものをいい、1990年世界農林業センサスから用いられている概念である。

(3) 農業就業人口（農業に主として従事した世帯員）とは、15歳以上の農家世帯員のうち、農業のみに従事した人又は農業とその他の仕事の両方に従事した人のうち、農業が主のことである。したがって、年間農業にわず

(参考) 世帯員の就業状態区分

		仕事への従事状況			
農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事		その他	仕事に従事しなかつた	
	農業が主	その他が主	のみに従事	た	
主に仕事		C			
ふだんの主な状態	主に家事や育児				
	その他	B	A		

A 農業従事者
B 農業就業人口
C 基幹的農業従事者

かしか従事していない者でも、兼業従事日数より多ければここに計上されているので留意する必要がある。

(4) 基幹的農業従事者（農業に主として従事した世帯員のうち、仕事が主の人）とは、農業就業人口のうち、ふだんの主な状態（下記(5)参照。）が「主に仕事」に該当した人のことである。したがって、ふだん仕事として主に農業に従事している人ということになる。

なお、1960年世界農林業センサスでは「基幹的農業労働力」、1965年農業センサスでは「仕事を主とする農業就業人口」と表示しているもののことである。

(5) ふだんの主な状態は、調査期日前1年間ににおける生活の主な状態によって、①主に仕事、②主に家事や育児、③その他に区分した。

「その他」には、通学を主としていた人、病気やけがで療養中のため何もしないでいた人、老人などで少しは家事や仕事もするが大部分の時間そうした労働はしないでいた人、失業して家にいる人などを含む。役職に就いて、ふだんはそのことで活動していても、その役職が収入を目的としないものであれば「その他」に含めた。

- (6) 「基幹的農業従事者」は以上のような区分によるものであるので、年間の農業従事日数が60日に満たないようなわずかなものは例外的にしか計上されないことになる。
- (7) 「基幹的農業従事者」の人数はもちろん、「農業就業人口」を農業労働力の総量と考えることは適切ではないのでこの点にも留意する必要がある。

農業従事者については、主として兼業に従事しながら農業にも従事する者（すなわち、農業以外の仕事を主とする者）が相当な比重を占めるようになってきて、農業労働力量に関する統計として無視できなくなっていることから、分類しているものである。

14 作物、畜産

- (1) 販売目的の作物の作付面積とは、販売を目的として作付けした面積であり、自給用のみを作付けた場合は含めない（販売目的で作付けしたものを、たまたま一部自給向けにしたものは含めた。）。また、家畜についても販売を目的とするものとした。
- (2) 家畜の飼養頭羽数は、調査期日現在のものであり、ブロイラーの出荷羽数は調査期日前1年間のものである。
- (3) 1995年農業センサスまでは、自給分を含め

た収穫面積についての結果であるため、2000年世界農林業センサス結果とは直接比較できないので留意する必要がある。

15 農業雇用労働

(1) 常雇とは、主として自営の農作業のために雇った人で雇用契約（口頭の契約でもよい。）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人のことである。

なお、住み込み及び通勤の双方を含む。

(2) 農業臨時雇とは、農業雇用労働のうち常雇以外のもので、農業季節雇、農業日雇などのことである。農作業をよそに請け負わせた場合の労働は含まない（農作業請け負わせというのは、一定量の作業のすべてを人に任せ、その対価として、例えば10a当たりいくらという形で料金を支払うような場合のことである。）。

(3) 手間替え・ゆいとは、農家相互間で等価交換を原則としているすべての労力交換のことである。労力を交換して、その過不足を現金や物品で清算したような場合、機械耕作をしてやった代わりにその分を手間で返してもらった場合、共同田植・共同防除などの共同作業を互いに行う場合などを含む。

(4) 手伝いとは、金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働のことである。

16 農業生産組織

(1) 機械・施設の共同利用組織とは、農業の生産過程の一部で使用する機械や施設等の利用についての申し合わせにより、農家が相互に結びついている組織をいう。しかし、これらのうち、形式的には農業生産組織の形をとっ

ていても実質的に個別農家で行っているような名目的なものは除かれている。

(2) 農作業の受託組織とは、農作業の全部又は一部分を受託し、一定の作業量を收受している組織をいう。

なお、「機械・施設の共同利用組織」が、農作業等を受託するような場合は、この「農作業の受託組織」にも含めている。

17 請負作業

(1) 農作業をよそに請け負わせた農家数は、水稻作の作業のすべて又は育苗、耕起・代かき、田植、防除、稲刈り・脱穀及び乾燥・調製の6つの作業並びに水稻作以外の作業について、賃作業や請負作業に出したものについて調査したものである。

(2) よそに農作業を請け負った農家数と請負面積は、個人（相対で、又はあっ旋を受けて）として及び受託組織などの仕事で請け負い作業を行ったものである。

この場合、農協や受託組織などにオペレータ等として雇われ、機械作業に従事しただけというものは含まない。

【農業サービス事業体調査】

1 農業サービス事業体

農業サービス事業体とは、委託を受けて農作業を行う事業所（農業事業体を除き、専ら苗の生産及び販売を行う事業所を含む。）をいう。このうち農業事業体から委託を受けて農業生産工程にかかる直接的な農作業サービスを行うもの、具体的には、農作業の受託（構成員から

の員内受託を含む。)を行っている農業生産組織、農協等が農作業の受託を行うために運営している育苗センター、ライスセンター、選果・選別場等、農耕・畜産(養蚕)サービスを行う会社や個人業者を調査の対象とした。

2 組織形態

- (1) 農事組合法人とは、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づき、農業生産についての協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設置された法人をいう。
- (2) 会社とは、株式、有限、合名及び合資の会社組織をいう。
- (3) 農協とは、農業協同組合法に基づき組織されているもので総合農協及び専門農協をいう。
- (4) その他の法人とは、公益法人(財団法人及び社団法人)などが該当する。
- (5) 地方公共団体とは、都道府県及び市区町村(財産区を含む。)をいう。
- (6) 任意組合とは、生産組合、農事実行組合など農家等によって構成されている事業体で法人格を有していないものをいう。
- (7) その他とは、個人業者などをいう。

【農業集落調査】

1 農業集落

農業集落とは、市区町村の一部の地域において、農業上形成されている地域社会のことである。農業集落は、もともと自然発的に存在する地域社会で、家と家が地縁的、血縁的に結び

つき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。

具体的には、農道・用水施設の維持・管理、共有林野、農業用の各種建物や農機具等の利用、労働力(ゆい、手伝い)や農産物の共同出荷等の農業経営面ばかりでなく、冠婚葬祭その他生活面にまで密接に結びついた生産及び生活の共同体であり、さらに自治及び行政の単位として機能してきたものである。

2 調査の対象

農業集落調査の調査対象は、平成11年8月1日現在で各都道府県知事が認定したすべての農業集落とした。ただし、農家点在地については調査対象としなかった。

(注) 農家点在地とは、従前、農業集落としての機能をもっていた地域であっても、ほとんど市街化されてしまったため、非農家の間にごく少数の農家が点々と存在しているだけになったり、著しい過疎化のために農家がわずかになってしまい、農業集落としての機能があると認められない地域である。

3 農業集落の戸数

- (1) 総戸数とは、農業集落の区域内に居住する農家数と非農家数を合計したものである。
- (2) 農家数とは、農業集落の区域内に居住する「2000年世界農林業センサス」における農家の定義による農家戸数である。
- (3) 非農家数とは、農業集落の区域内に居住する農家以外の普通世帯の戸数である。また、農業集落内にある会社の社宅、公団住宅、分譲住宅等の非農家集団はすべて含めるが、鉱山、土木工事等の飯場や工場の寄宿舎等の準

- 世帯は含めない。
- (4) 1農業集落当たりの平均戸数は、上記により調査された結果を総農業集落数で除して求めたものである。
- (5) 行政区が別になっている非農家だけの集団とは、農業集落の区域内によそから転入してきた会社の社宅、公団住宅、分譲住宅、公務員住宅等の団地で古くからの農業集落から分離して、自治会や町内会が組織され、市区町村が決めている一般行政の末端組織が農業集落とは別になっているものをいう。
- (6) 農家率は、農家数を総戸数で除して求めた割合である。

4 農業集落の土地

- (1) 区画整理とは、土地改良事業等によるもので、事業の実施主体が国、都道府県、市区町村、土地改良区及び農協などの他、個人で実施した整備事業（数戸共同で実施する場合を含む。）を含めた。
- (2) 転用とは、農業集落内の耕地が農業以外の用途に供されたものをいう。このうち、最も面積の大きい用途に造成されたものを主な転用先とした。
- ア 道路とは、国道（高速道路を含む。）、都道府県道及び市区町村道の新設又は拡張のために耕地を転用したものをいう。
- イ 住宅敷地とは、集合住宅及び一般の住宅の敷地のために耕地を転用したものといい、商業用地もここに含めた。
- ここでいう商業用地とは、スーパーマーケットや一般の商店等の店舗の敷地をいう。ただし、レジャー産業用地は除いた。
- ウ 工場敷地とは、会社、工場等の敷地のた

めに耕地を転用したものをいう。この場合、工場敷地内にある住宅や事務所用地はここに含めた。

- エ 公共施設用地とは、国、都道府県、市区町村及びこれに準ずる公共機関（空港、港湾及び学校を含む。）のための施設用地として耕地を転用したものをいう。
- オ 山林（植林）とは、耕地に植林し、山林としたものをいう。
- カ その他とは、上記以外のもの（レジャー産業用地、駐車場及び鉄道敷地等）のために耕地を転用したものをいう。また、転用の目的で買収済みであるが用途の決まっていないものも含めた。

5 農業集落の慣行

- (1) 農業集落の寄り合いとは、原則として地域社会又は地域の農業生産に関わる事項について、農業集落の人達が協議を行うため開く会合をいう。
- また、農業集落内の各班における代表者又は役員が集まって話し合いが行われているような場合でも、農業集落あるいは実行組合としての意思の決定を行っているものは寄り合いの対象とした。
- ただし、婦人会、子供会、青年団、4Hクラブ等のサークル活動的なものは除いた。
- (2) 寄り合いの議題とは、過去1年間の寄り合いで話し合われた議題を対象とした。
- (3) 農業集落の施設等の管理とは、農業集落にある農業・生活関連施設の管理をどのように行っているか調査した。
- ア 農道とは、農業集落内の農家が営農活動の際利用する農道（農道又は林道は一般に

実行組合長が管理していることが多い。)をいい、これらの補修作業(道ぶしん)をどのように行っているか調査した。

イ 農業用排水路とは、農業集落にある農業用の用水又は排水のための施設をいい、この施設の補修や清掃(溝さらい)をどのように行っているか調査した。

ウ 集落共用の生活関連施設とは、農業集落にある生活用排水路、生活排水処理施設、集会所、農道以外の生活道路(国道、県道等の一般道路を除く)、消防小屋、集落で管理している児童公園等の運動施設をいい、これら施設の補修・清掃をどのように行っているか調査した。ただし、行政区が別の非農家だけの集団のみの施設は除いた。

(4) 農業集落として管理している共同作業とは、その強弱はあっても農業集落が出役の義務を課して作業を行っている場合をいう。

ア 全戸に出役義務とは、農業集落内の全戸に出役の義務を課するが、農業集落をいくつかのグループに分けて別々の日に行われる場合でも、出役の義務が課せられ、その全戸が農家の場合も含めた。

イ 農家のみ出役義務とは、農業集落内の農家のみに出役の義務を課する場合はここに含めた。

(5) 農業集落で管理しているが人を雇って行うとは、農業集落で管理しているが、当該農業集落の構成員に出役の義務を負わせないで、農業集落で費用を集めて人を雇って作業を行う場合をいう。

(6) 農業集落として管理していないとは、市区町村、土地改良区等が管理し、その補修作業

も直接行っており、農業集落としては道ぶしん、溝さらい等の共同作業を一切行わないだけでなく、管理の責任を何ら負っていない場合をいう。

農業集落の一部受益者だけで行っている共同作業で、農業集落は何ら関知していないものについてもここに含めた。

6 都市住民等との交流(都市的地域を除く。)

(1) 農林漁業の体験等を介した交流とは、都市住民等が農山漁村において農林漁業に係る各種の作業の体験等を通じて地域住民と交流を図るものを使う。

農協や生産組合等の組織が行っている観光農園、観光漁業、きのこ狩り等も含めた。

(2) 産地直送を介した交流とは、農協や生産組合等が行っている、農林水産物の消費者等への産地直送事業や直送先の住民を生産現地へ招待する等の交流を使う。

なお、地域の住民だけでなく、観光客等も対象として、定期的に開催されている農林水産物の青空市及び朝市も含めた。

(3) 農山漁村留学受け入れとは、都市に生活する児童等が農山漁村地域に滞在(おおむね1週間以上)し、実際に農山漁村の生活を体験するものをいう。

(4) 伝統芸能・工芸を介した交流とは、地域の住民が踊り等の伝統芸能や地元の伝統的民芸品づくり等を通じて都市住民等との交流を図るものを使う。

(5) 祭り等のイベントを介した交流とは、都市住民等との交流を目的とした、祭り等各種イベント等を通じて都市住民等との交流を図るものを使う。